

南九州市 運営推進会議の手引き

令和5年1月作成
令和5年5月改訂

南九州市長寿介護課介護保険係

はじめに

「地域密着型サービス」は、より地域に根差したサービスが期待されており、事業者は、運営推進会議を開催し、活動報告を行うとともに、要望や助言を聞く機会を設けなければなりません。この仕組みにより、地域住民や地域の団体、関係者と連携・協力し、地域と交流を図ることで、より開かれた事業所運営を行うことが求められます。

運営推進会議の設置については、厚生労働省令で定められ、本市の基準条例においても同様に規定していますが、単に、事業者求められる義務として受けとめるのではなく、この仕組みを効果的に活用して、事業所運営に活かしていくことが重要です。

そのために、事業所運営に当たって、地域の一員であることを認識しながら、地域の関係者と連携・協力し合う関係づくりが大切です。提供するサービスがより身近に、より開かれたものになるよう、事業所の管理者をはじめ、職員の皆様に、本手引きを御覧いただき、効果的に運営推進会議の仕組みを活用することによって、提供するサービスをさらに向上させることが可能になると考えています。

目次

1. 「運営推進会議」とは	P 1
2. 運営推進会議の基準	
3. 開催回数	
4. 運営推進会議の役割	P 2
5. 運営推進会議の流れ	P 3
6. 運営推進会議を活用した評価	P 8
7. Q & A	P 9
8. おわりに	P13

この手引きでは、「運営推進会議」及び「介護・医療連携推進会議」を「運営推進会議」と表記しています。

1. 「運営推進会議」とは

運営推進会議とは、「南九州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 12 号）」及び「南九州市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 13 号）」の規定に基づき、地域密着型サービス事業者が自ら設置するもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的としています。

2. 運営推進会議の基準

運営推進会議には、活動状況等の報告又はサービスごとに示された開催回数を除き、具体的な議題内容を示す規定等はありません。（令和 5 年 1 月現在）

したがって、運営推進会議を事業所運営のためにどう役立て、地域関係者と一緒にどのようにこの仕組みを活用していくかを考えることが大切です。事業所が運営推進会議で明確な目標を設定したり、地域との連携・ネットワーク構築を意識して会議への参加を依頼したりする等、積極的な姿勢で取り組む必要があります。

なお、本市に提出した事故報告書の内容については、必ず運営推進会議でも報告するようお願いします。

3. 開催回数

開催回数の基準はサービスごとに異なります。括弧内に記載する回数を最低限実施しない場合は、指導の対象（指定基準違反）になりますので、御注意ください。

サービス種別	開催回数
（看護）小規模多機能型居宅介護	おおむね 2 か月に 1 回以上 （年 6 回以上）
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設	
地域密着型通所介護	おおむね 6 か月に 1 回以上 （年 2 回以上）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※）	

※運営推進会議に代わって、「介護・医療連携推進会議」の開催となります。

4. 運営推進会議の役割

① 情報提供機能（認知症ケアの理解の促進，相談援助機能の発揮）

事業所からの話題提供だけでなく，地域の側からの情報提供や，学習会の実施，新聞記事の紹介等，話題は多岐に及ぶ。利用者家族の悩み等を地域住民が聞く場としても活用することができる。

② 教育研修機能（スタッフの研修効果）

事業所のスタッフが企画・運営をすることにより，発想力やプレゼンテーション能力等を向上できる。また，会議の中で利用者の生活や支援の内容が話し合われることで，自らの業務の客観視と振り返りにつながる。

③ 地域連携・調整機能（行政機関等との連携）

会議を介して行政や地域包括支援センターと繋がり，「相談し合う関係」を構築する。行政とは，指導する・指導されるといった関係だけでなく，お互いに地域の状況を把握し，新しい高齢者支援の施策を計画するための機会となる。

④ 地域づくり，資源開発機能（安心して暮らす地域づくり，サービス提供の質の向上）

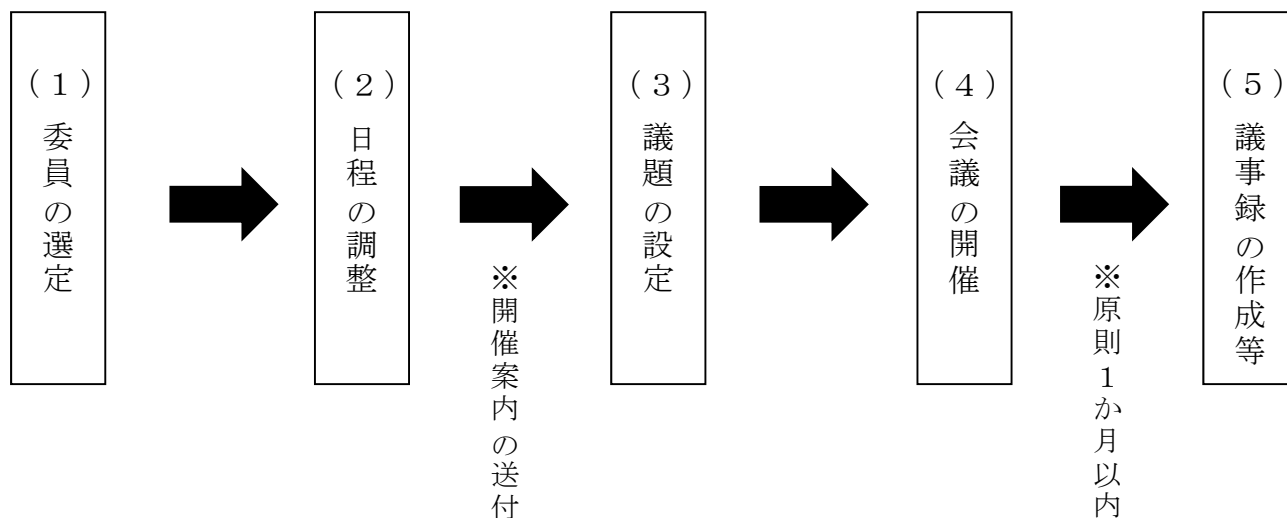
事業所の活動の振り返りと利用者や家族のニーズの再発見，地域からの事業所の活動への理解と協働が促進される。地域の繋がりを広げ，事業所が地域づくりの拠点としての役割を担っていくための成長の場となる。

⑤ 評価・権利擁護機能（事業所運営の透明性の確保）

会議においてヒヤリハットや事故の報告を議題に挙げることで，参加者から率直な意見や，改善策に対する考えを提示してもらう等，オープンなやりとりができるようになる。事業所にとっては，別の視点からの意見を聞くことが出来る貴重な機会となる。

【一般社団法人 日本認知症グループホーム協会「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業報告書」2010年3月より抜粋】

5. 運営推進会議の流れ



(1) 委員の選定

運営推進会議の委員は、次の①～④の分野から1名以上選出し、計4名以上が望ましいです。また、介護・医療連携推進会議の場合は、⑥の分野から1名以上の選出が必要です。

- ① 利用者又は利用者の家族
- ② 地域住民の代表者

町内会役員、民生委員、老人クラブ等の地域団体の方、婦人会、商店会、幼稚園・学校関係者、NPO法人、認知症サポーター、消防団等、多様な観点での選出が可能です（役職や肩書き等は要しません）。

- ③ 地域密着型サービスに知見を有する者

知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、例えば、他法人の介護事業所の管理者、介護相談員等のボランティア、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わっている方や携わった経験がある方等も含め、介護サービスについて知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べるができる方を言います。

ただし、地域との連携や、運営の透明性を確保する観点から、同一法人又はその系列法人に所属する者を選任することは望ましくないと考えます。

- ④ 市町村（保険者）職員又は地域包括支援センター職員
- ⑤ 事業所の管理者や従業者等

事業所の代表者、管理者、計画策定担当者の出席が望ましいです。

- ⑥ 地域の医療関係者

地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等が考えられます。

Q 同一人が「利用者の家族」や「地域住民の代表者」，「地域密着型サービスに知見を有する者」等を兼ねることは可能か？

A 運営推進会議では，様々な立場の方々の違った視点から意見や助言を得ることで，お互いの意見に理解を深めるとともに，新たな課題やニーズの発見が期待できます。

例えば，「地域住民の代表者」が「地域密着型サービスに知見を有する者」を兼務することは考えられますが，「利用者の家族」は，利用者の家族として事業運営を評価し，意見・要望を提言するものであり，利用者の声を代弁するといった役割もあるため，他の委員とは立場が異なることから兼務することは想定していません。

（２） 日程の調整

委員の都合を確認したうえで，おおむね１か月前までに日程調整を行います。委員がやむを得ず欠席する場合，事前に（当日欠席が判明した場合は事後で構いません。）活動状況報告書等の会議資料を送付し，意見・要望等を聴取してください。会議は，当日の内容に応じて委員のうち適切な関係者が出席することで成立します（過半数以上の出席が望ましい）。

なお，開催した運営推進会議の資料に次回開催日の記載がある場合でも，必ず別途通知をお願いします。

（３） 議題の設定

事業所における運営や日々の活動内容，利用者の状態等を報告するとともに，委員が質問や要望，助言等を気軽に発言できるよう配慮し，できる限り双方向的な会議を目指してください。

しかし，「議題」といって堅く考えたり，義務だから仕方なくと消極的な姿勢で取り組んだりするのではなく，事業所を地域に知ってもらう機会と捉え，委員から意見を聴取しやすい雰囲気づくりに努めてください。

< 例 >

- ・ 事業所の運営方針や特色
 - ・ 事業所の運営状況（日々の活動内容，利用者数や平均介護度の推移等）
 - ・ 人員体制や人事異動に関する事
 - ・ 事業所の自己評価，自己点検結果とその改善措置
 - ・ サービスの質の向上に係る事項（事業所内の取組み，職員研修状況等）
 - ・ 苦情，事故，ヒヤリハットの事例とその対応状況や再発防止策の取組み
 - ・ 地域の住民やボランティア団体等との連携，協力状況
 - ・ 非常災害時への対応状況（防災訓練，消防団や地域住民との連携等）
 - ・ 前回までの会議における要望や助言への対応，改善状況
 - ・ 前回までの会議で見出された議題，問題点等への対応，改善状況
 - ・ 地域との交流を深めるための今後の取組みについて
 - ・ 地域における高齢者の社会参加の促進について
 - ・ 地域における高齢者を取り巻く環境，課題及びその支援活動について
 - ・ 地域における介護及び医療に関する課題について（介護・医療連携推進会議の場合）
 - ・ 自治会や老人会，子ども会等との交流やイベントの共同開催について
 - ・ 生活機能の維持又は向上について
 - ・ 効果的な機能訓練，レクリエーションについて 等
- ※例はあくまでも例示です。実際の会議での報告事項等については，事業所における課題や委員の意見等を基に判断してください。

（４） 会議の開催

① 会議の開催場所

開催場所は原則事業所内とし，会議の参加者が実際に事業所の雰囲気を感じられるようにしてください。

なお，令和３年４月以降の開催分より，感染症の感染拡大防止の観点から，テレビ電話装置等を活用して運営推進会議を開催することが認められました（利用者又はその家族から同意が得られた場合に限り）。

【令和３年４月１日制度改正により追加された内容】

② サービス提供時間における運営推進会議の取扱い

（地域密着型通所介護の場合）

【厚生労働省からの通知 平成 29 年 3 月 31 日社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について 参照】

利用者が運営推進会議へ参加する際は、原則、その利用者へのサービス提供時間外（サービス提供時間を中断することも不可）としますが、次の要件を満たした場合は、その利用者のサービス提供時間中に運営推進会議のメンバーとして参加することを可とします。

- 1 あらかじめ個別サービス計画に位置付けられていること。
- 2 地域住民との交流や地域活動への参加により、利用者が日常生活を送るうえで自らの役割を持ち、達成感や満足感を得ることで自信を回復する等の効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう支援すること。

なお、サービス提供時間中に運営推進会議に参加していただく場合には地域密着型通所介護サービスの一環として参加することになるため、利用者及び利用者家族、介護支援専門員に対して参加していただくことの必要性や意義等を十分に説明し、文書により同意を得ることが望ましいです（参加を強要することはできず、参加しないことを理由にサービス提供を拒否することはできません）。

③ 複数の事業所での合同開催について

【平成 30 年 4 月 1 日制度改正により追加された内容】

運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から次の条件を満たす場合は、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催することが可能です。

- 1 利用者及び利用者家族については匿名とする等、個人情報・プライバシーを保護すること。写真資料については、プライバシーを配慮し、場合によっては会議終了後の回収等も御検討ください。
- 2 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進は図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。
- 3 合同で開催する回数が、1 年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護，（看護）小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護のみ）

- 4 外部評価を行う運営推進会議は、単独で開催すること。
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護※のみ)

【※令和3年4月1日制度改正により追加された内容】

平成30年4月以前から他の地域密着型サービス事業所を併設している場合、複数事業所の同日における時間差での開催等を認めていましたが、この取扱いに変更はありません。

(5) 議事録の作成等

① 議事録の作成

会議の開催後は、速やかに議事録を作成し、郵送・電子メール・持参のいずれかで市（長寿介護課介護保険係、知覧支所福祉係又は鰺ヶ崎支所福祉係）へ提出してください。提出期限は、会議終了後1か月以内とします。

なお、利用者や委員のプライバシー保護のため、利用者については、頭文字（イニシャル）、委員は苗字のみの記載でも構いません。

また、運営推進会議を法人として合同で、又は同日に行っている事業所は、あくまでも運営推進会議や議事録については、事業所毎に記録の整備を行う必要があるため、議事録の作成、整備については混在しないよう注意してください。

② 会議資料の公表

会議資料は、各事業所において掲示する等して公表してください。

公表方法の例

- 事業所の玄関等，訪問者が見やすいところへ掲示する。
- 事業所が発行するお便りや会報等により，利用者宅，地域団体，会議出席者その他関係者へ配布する。
- 事業所のホームページに掲載する。 等

③ 会議資料の保存

会議資料は、完結の日から5年間（会議を開催した日が属する年度の翌年度から5年度）保存し、求めに応じ提出できるようにしておいてください。

6. 運営推進会議を活用した評価

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，（看護）小規模多機能型居宅介護事業所については，従来，都道府県が指定する外部評価機関が，事業所の行った自己評価結果に基づき，第三者の観点から，サービスの評価を行うこととなっていました，**平成 27 年度の介護保険制度改正**により，事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い，運営推進会議に報告したうえで公表する仕組みとなりました。

また，認知症対応型共同生活介護事業所については，従来，運営推進会議と外部評価機関による評価の双方で行うこととなっていました，**令和 3 年度の介護保険制度改正**により，運営推進会議（単独開催に限る）と外部評価機関による評価のいずれかの方法を選択できるようになりました。**ただし，運営推進会議を活用した評価については，外部評価の実施頻度を 2 年に 1 回とする緩和措置の要件には該当しません。**

認知症対応型共同生活介護事業所の第三者による外部評価	
運営推進会議を活用した評価	外部評価機関による評価
1 年に 1 回以上は自己評価及び外部評価を実施	都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価を受け，結果を公表



令和 3 年度の介護保険制度改正により

事業所が，運営推進会議と外部評価機関による評価のいずれかを選択

7. Q&A

1 全国介護保険担当課長会議ブロック会議資料 指定基準，介護報酬に関する Q&A

2 地域密着型サービス（平成 18 年 2 月）

（問 6）「運営推進会議」は，各事業所が設置することが必要なのか。

（答）

1 運営推進会議は，各地域密着型サービス事業所が，利用者，市町村職員，地域の代表者等に対し，提供しているサービス内容等を明らかにすることにより，事業所による利用者の「抱え込み」を防止し，地域に開かれたサービスにすることで，サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり，各事業所が自ら設置すべきものである。

2 運営推進会議のメンバーについては，利用者，利用者の家族，地域住民の代表者，事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員，当該サービスについて知見を有する者等を想定しているところである。

（問 7）運営推進会議のメンバーとされている「地域住民の代表者」とは，どのような人か。

（答）地域の住民の代表者とは，町内会役員，民生委員，老人クラブの代表者等が考えられる。

（問 8）運営推進会議について，指定申請時には設置されていなければならないのか。

（答）事業所の指定申請時には，運営推進会議が既に設置されているか，確実に設置が見込まれることが必要である。

2 指定認知症対応型共同生活介護等に関する Q&A について（平成 18 年 5 月 2 日）

（問 11）認知症高齢者グループホームの運営推進会議においては，活動状況としてどのような報告を行う必要があるか。

（答）運営推進会議において報告を行う事項としては，「認知症高齢者グループホームの適正な普及について（平成 13 年 3 月 12 日老計発第 13 号老健局計画課長通知）」別添 2 に掲げる「認知症高齢者グループホームに係る情報提供の項目」や，自己評価及び外部評価の結果などが考えられるが，運営推進会議の場においては，当該グループホームにおける運営や

サービス提供の方針，日々の活動内容，入居者の状態などを中心に報告するとともに，会議の参加者から質問や意見を受けるなど，できる限り双方向的な会議となるよう運営に配慮することが必要である。

なお，運営推進会議の実践例については，「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業」（（社）日本認知症グループホーム協会（平成 20 年度独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害基金」助成事業））等を参考にされたい。

（問 12）運営推進会議はおおむね 2 月に 1 回開催とされているが，定期開催は必須か。

（答）必須である。

3 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関する Q&A について（平成 18 年 9 月 4 日）

（問 16）運営推進会議の構成員について，「利用者，利用者の家族，地域の代表者，市町村の職員又は地域包括支援センターの職員，小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等」とあるが，これらの者は必ず構成員とする必要があるのか。

また，同一人が「利用者の家族」と「地域の代表者（町内会役員等）」，「地域住民の代表者（民生委員等）」と「知見を有する者」などを兼ねることは可能か。

（答）

1 運営推進会議は，各地域密着型サービス事業所が，利用者，市町村職員地域の代表者等に対し，提供しているサービス内容等を明らかにすることにより，事業所による利用者の「抱え込み」を防止するとともに，地域との連携が確保され，かつ地域に開かれたサービスとすることで，サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり，原則として，上記の者を構成員とする必要がある。

2 「利用者の家族」については，利用者の家族として事業運営を評価し，必要な要望等を行うものであり，利用者の声を代弁するといった役割もあるため，他の構成員とは立場が異なることから，兼務することは想定していないが，「地域住民の代表者」と「知見を有する者」との兼務はあり得ると考えられる。

(問 17) 運営推進会議の構成員である「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とは、具体的にどのような職種や経験等を有するのか。

(答) 小規模多機能型居宅介護について知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者なども含め、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べることをできる者を選任されたい。

4 平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (平成 27 年 4 月 1 日)

【小規模多機能型居宅介護】

○運営推進会議を活用した評価について

(問 160) 小規模多機能型居宅介護の運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバー（利用者、市町村職員、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等））が毎回参加することが必要となるのか。

(答) 毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。

ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護に知見を有し公平・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。

5 令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 4) (令和 3 年 3 月 29 日)

【認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護】

○運営推進会議を活用した評価

(問 25) 認知症グループホームの運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバー（利用者、市町村職員、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等））が毎回参加することが必要となるのか。

(答) 毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。

ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公平・中立な第三者の立場にある者の参加が必要である。

(問 26) 今般，認知症グループホームにおける第三者評価は，外部の者による評価と運営推進会議における評価のいずれかから受けることとされたが，運営推進会議における評価を実施した場合，第三者評価及び運営推進会議の両方を開催したものとして取り扱うのか。

(答) 貴見のとおり。

なお，今回の改定は，運営推進会議の開催頻度について現行のおおむね年間 6 回（2 月に 1 回）以上開催することを変更するものではなく，このうち 1 回以上をサービスの質を評価する回としてよいという意味であること。

(問 27) 「「指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準」第 97 条第 8 項等に規定する自己評価・外部評価の実施について」において，事業所の外部評価の実施回数について，本来 1 年に 1 回以上のところ，2 年に 1 回とすることができる場合の要件の 1 つとして「過去に外部評価を 5 年間継続して実施している」ことが挙げられているが，運営推進会議における評価を行った場合，外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができるか。

(答) できない。継続年数に算入することができるのは，指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準第 97 条第 8 項第 1 号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られる。

8. おわりに

運営推進会議では、様々な立場の方々の違った視点から要望や助言等を得ることで、これまで自分たちでは気が付かなかった事業所の課題やサービス改善・向上のためのヒントが見つかり、事業所（従業員）の能力を高めるきっかけにもなります。

「議題」といって堅く考えたり、「義務だから仕方なく・・・」と消極的な姿勢で取り組んだりするのではなく、事業所の方々を地域で知っていただく機会と捉え、それぞれの事業所が特色に応じた会議を開催いただきますようお願いします。

【参考】

- ・一般社団法人 日本認知症グループホーム協会「認知症グループホームにおける運営推進会議ガイドブック」2010年3月
- ・一般社団法人 日本認知症グループホーム協会「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業 報告書」2010年3月
- ・公益社団法人 日本認知症グループホーム協会「地域包括ケアシステムにおける認知症グループホームの役割と多様化に関する調査研究報告書」平成26年3月
- ・公益社団法人 日本認知症グループホーム協会「認知症グループホームにおける運営推進会議及び外部評価のあり方に関する調査研究事業報告書」平成29年3月